

大洗町公告

大洗町有地一般競争入札の実施について

町が所有する土地の売却について、下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び大洗町財務規則（平成4年規則第4号）第120条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年9月14日

大洗町長 國井



1. 物件の種類、所在等

- 1-1 (1) 所在地 ① 大貫町 1444-5 ② 大貫町 3533-1 ③ 大貫町 3538-1
④ 大貫町 3537-1 ⑤ 大貫町 3536-4
- (2) 地目 ①②③④⑤ 雑種地
- (3) 面積 ① 232.11 m² ② 670.37 m² ③ 269.94 m²
④ 325.78 m² ⑤ 15.90 m²
- (4) 建物 無
- (5) 工作物 無
- (6) 予定価格 14,178,500円

2. 入札参加者の応募資格

入札参加希望者は、個人又は法人とし、次の（１）から（４）に該当する方は入札に参加できない。

- （１）地方自治法施行令第167条の4第1項第1号に基づき当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- （２）国税及び地方税の滞納がある者。
- （３）大洗町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて当該物件の売買契約をしようとする者。
- （４）当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適当と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて当該物件の売買契約をしようとする者。

3. 入札又は開札の場所及び日時（留意事項含む）

（１）入札日時

令和8年10月5日（月） 午前9時30分

(2) 入札会場

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6 8 8 1 - 2 7 5

大洗町役場本庁舎 3 階 第 1・2 会議室

(3) 入札についての留意事項

①入札会場には、入札参加申込者本人以外の者が入場し、入札することはできない。ただし、入札参加申込者本人の委任を受け、それを証明する委任状（様式 2）を提出した代理人は入場し、入札することができる。

②入札参加者が 1 名であった場合でも、入札は実施する。

③開札は、入札会場において入札者又はその代理人を立ち合わせて直ちに行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない大洗町職員を立ち合わせて行う。

(4) 落札者の決定

①開札の結果、町が設定した予定価格（最低売却価格）以上で最高価格の入札者をもって落札者とする。

②落札者となる同価格の入札者が 2 名以上あるときは、くじにより決定する。

4. 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時（入札説明書等の配布期間、方法）

(1) 配布（受付）期間

令和 8 年 9 月 1 4 日（月）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで

(2) 提出期限 令和 8 年 9 月 1 8 日（金）午後 5 時まで

(3) 受付方法 持参又は郵送（「一般書留郵便」もしくは「簡易書留郵便」に限る）

(4) 取得場所 大洗町役場 2 階 総務課管財係又は大洗町ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.town.oarai.lg.jp/>

(5) 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、町有財産競争入札参加申込書（様式 1）に次の必要書類を添付し、提出期限までに提出すること。

(6) 添付書類

①個人は、身分（身元）証明書

②法人は、法人登記現在事項証明書

③納税証明書（国税・都道府県税・市町村税、3 種類すべて）

④代理人に委任する場合は、委任状（様式 2）と印鑑証明書

5. 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札書記載金額の 1 0 0 分の 5 以上（円未満切り上げ）の金額を大洗町が発行する入札保証金納付書により、令和 8 年 9 月 3 0 日（水）までに納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者以外は入札終了後に入札保証金還付請求書の提出を受けた日の翌日から5日（5日目が土曜、日曜、祝日など大洗町役場の休日にあたる場合はその翌日）以内に還付する。
- (3) 落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、大洗町に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

6. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

7. 入札等に対する質問

- (1) 質問期間 令和8年9月14日（月）から令和8年9月18日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（様式3）に記入のうえ、メール又はファックスによるものとする。
メールアドレス kanzai@town.oarai.lg.jp
ファックス番号 029-266-3577
- (3) 質問回答 令和8年9月18日（金）午後5時までに質問者へのメール又はファックスで回答する。ただし、質問内容によっては、大洗町ホームページに回答を掲載する。

8. 現地案内

売却物件の現地案内は行わないものとする。

9. 土地利用条件等

- (1) 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業のように供し、また、これらのように供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- (3) 本物件は、買主が自らの事業の用に供する事業所等の敷地として使用すること、所有権移転日から3年以内に、事業所等を建築し、実際の操業を開始すること。
- (4) 落札者は、本契約成立のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が、大洗町の責に帰することのできない事由により滅失またはき損した場合には、大洗町に対して売買代金の減免を請求することができない。
- (5) 本物件の買主は、本件土地が大洗町消防本部庁舎改築工事の現場事務所として使用されていることを承知の上で購入するものとし、所有権移転後も当該工事の竣工日まで継続して土地を使用させる義務を負う。工事竣工までの間、買主は自らの都合による退去請求や契約解除を行うことはできない。

10. 契約保証金

落札者は、契約締結と同時に落札価格の100分の10以上の金額を大洗町が発行する納付書により契約保証金として納付しなければならない。

11. 売買契約及び代金の納入

- (1) 落札後、令和8年10月9日（金）までに売買契約を締結し、令和8年10月30日（金）までに、大洗町が発行する納付書により売買代金を納付すること。
落札者が上記期間内に契約書を取り交さないときは、落札は無効とし、入札保証金は返還しないものとし、大洗町に帰属するものとする。
- (2) 落札者以外の名義での契約、所有権移転登記をすることはできない。
- (3) 売買契約の締結に係る費用はすべて落札者の負担とする。

12. 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額の納付後、大洗町において速やかに所有権移転登記を行うものとし、登録免許税相当額の収入印紙を売買契約締結時に提出すること。
- (2) 土地は現状のまま引き渡すものとする。
- (3) 売買契約締結時から売買物件の引渡しの日までの間において、町の責に帰することのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とする。
- (4) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

13. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告・入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

14. その他

- (1) 入札参加者は、この公告及び入札説明書等を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 特段の定めのない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (4) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、大洗町財務規則等関係法令の定めによること。

15. 書類提出先、問合わせ先

〒311-1392

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町役場 2階 総務課管財係

電話番号 029-267-5111 (内223・224)

ファックス番号 029-266-3577

メールアドレス kanzai@town.oarai.lg.jp

※総務課での書類等の取得、問合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

